

現行	改定
投資信託に係る書類の電磁的交付に関する規程	投資信託に係る書類の電磁的交付に関する規程
第 2 条 対象書面	第 2 条 対象書面
対象書面とは、電子交付の対象となる書面のうち、次の各号に掲げるものとします。 ① 取引報告書 ② 取引残高報告書※投資信託等にかかる損益（トータルリターン）を含む ③ 目論見書 ④ 運用報告書 ⑤ 分配金・償還金報告書兼再投資報告書 / 分配金償還金のご案内 ⑥ 払出通知書 ⑦ その他当社が定めるもの	1. 当社が電子交付により提供する書面は、金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書面、および当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が定め、当社ホームページ上に掲げる書面とします。なお、当社が対象書面を追加する場合は、事前に当社ホームページで公表するものとし、これによりお客様から電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取り扱います。
	2. 前項の対象書面はすべて電子交付されます。対象書面の一部を紙媒体とすることはできません。
第 3 条 電子交付の承諾および申込	第 3 条 電子交付の承諾および申込
1. お客様が電子交付を申込みるとき、または書面交付を電子交付に変更されるときは、当社所定の方法により電子交付に同意し、本約款を承諾のうえ申込みいただく必要があります。電子交付および本約款に同意いただけないお客様は、プレスティア オンライン上で対象書面の受領ができませんので、書面でお受け取りください。	1. お客様が電子交付を申込みるとき、または書面交付を電子交付に変更されるときは、当社所定の方法により電子交付に同意し、本約款を承諾のうえ申込みいただく必要があります。電子交付および本約款に同意いただけないお客様は書面でお受け取りください。
	4. 電子交付の登録手続きには一定の期間が必要であり、手続きが完了する前に、書面による交付が行われる場合があります。
第 5 条 電子交付の方法	第 5 条 電子交付の方法
4. プレスティア オンライン上で電子交付された対象書面は当該取引を最後に行った日より5年間、プレスティア オンラインに掲載されますので、いつでもご確認が可能です。ただし、当社の投資信託口座をすでに閉鎖されたお客様に係る対象書面については、特にお申し出のない限り、消去することにご同意されたものとみなします。	4. プレスティア オンライン上で電子交付された対象書面は当該取引を最後に行った日より6年間、プレスティア オンラインに掲載されますので、いつでもご確認が可能です。ただし、当社の投資信託口座をすでに閉鎖されたお客様に係る対象書面については、当社が定める一部の書面を除き、特にお申し出のない限り、消去することにご同意されたものとみなします。
付 則	付 則
第 1 条 この規約は、2018年7月17日から施行する。	第 1 条 この規約は、2019年4月19日から施行する。